

(別紙第3)

### 模擬評議

※ (裁判長役は□, 裁判官役は△, 裁判員役は○で表示する。)

□ 青葉隆司被告人に対する強盗致傷の事件の事件の評議を始めるが, 事前に起訴状等をお渡しし, また, 模擬裁判のDVDを御覧いただいているということで, 今回の事件の内容はお分かりいただいていることと思う。DVDを御覧になって, 証拠上明らかでないようなこと, 疑問を抱かれたこと等があると思うが, 実際の裁判の場では, 裁判員の皆さん方のほうに, そういう不明な点については証人や被告人に直接に質問していただいて, そういう疑問点等を質していただくことになる。今回はDVDを用いるというなので, DVDの中での証拠上明らかでない点は不明のままということで議論をしてくださるようお願いしたい。

評議の進め方であるが, 起訴状に書いてある公訴事実, つまり検察官の主張が証拠によって十分に認められるかどうかを判断するということになる。今日は限られた時間の中で, 事実関係はどのようなものだったのかをまずこの証拠の審理の中から明らかにしていただく。次に, 明らかになった事実を前提にして何罪が成立するのかということ議論していただく。そして, 残りの時間では, 有罪ということで刑の長さを決めていただく。

裁判官が必要な説明や整理等をしていくので, 皆さん方は, それぞれの感覚や感性で遠慮なく御意見を述べていただきたい。

それでは, まず議論をするポイントについて, 裁判官のほうから説明をさせていただきます。今回の事件では, 問題になっているのが強盗致傷ということなので, 強盗致傷罪というものがどのような罪であるのかということをもまず説明をし, 続いて, 被害者の証言と被告人の供述というものについて簡単に説明をし, 事件の流れを説明していくことにする。

△ 起訴状に罪名として強盗致傷, それに当たる事実として公訴事実の記述があるが, 検察官は, この被告人については強盗致傷の罪を犯したという主張をしてい

る。強盗致傷罪の前提となる強盗というのは、金品を奪う目的で、相手の人に抵抗できなくなるほどの強い暴力や脅迫を加えて、そういう暴力や脅迫を手段としてお金や品物を無理やり奪うという犯罪をいう。暴行や脅迫によって、またその手段だけではなく暴行や脅迫を加えてお金を奪う際に相手がけがをしたりすれば、強盗致傷罪ということになる。本件でも、検察官が主張するような事実なりが認められ、それが強盗致傷と評価されるということになれば、強盗致傷罪が成立することになる。強盗致傷罪は法律上、無期懲役又は6年以上20年以下の有期懲役を科することができる犯罪だとされている。

他方、弁護人のほうは恐喝と傷害であるという主張をしている。脅したり暴力を振るってけがをさせた場合、それは単純に傷害罪ということになる。その後でお金を取ろうというつもりになってお金を取ったというのであれば、最初の暴力を振るってけがを負わせた点は傷害罪となり、その後の行為については、お金を取ろう思った後で新たに相手方の抵抗を困難にするような、抵抗できないような暴力とか脅迫がなければ、恐喝罪ということになる。

お金を取ろうと思った後、新たに相手方が抵抗できないような強い暴力や脅迫を加えていけば、それはまた別途強盗ということになるが、そういうお金を取るつもりのない暴力によって生じたけがというのは、強盗致傷ではなくて、その場合も傷害罪という評価になる。

傷害罪であれば法律上定められている刑罰は15年以下の懲役ということになる。恐喝罪であれば10年以下の懲役ということになる。また、強盗は5年以上20年以下となっている。それぞれ法律上科することができる刑罰の重さが異なってくるので、まず被告人がどのような行為を行ったのか、その点を確定させて、それがどのような犯罪に該当するのか、その評価を行った上で最終的に量刑を決めるということになる。

△ 事件の大まかな流れは次のとおりである。

被告人は前の晩から酒を飲んでいて、午前3時ごろに帰宅したが、帰宅したと

ころで同居している女性と口論になって家を出た。そして、被害者が仕事を終えてちょっと飲みに行き、また自分の店に戻って、売上金12万円の買ったバッグを持って自宅へ帰る途中で、午前4時ごろ、山田洋服店のところの駐車場との境付近にしゃがみ込んでいる被告人と目が合ったということである。

その後、被害者がアーケードの曲がり角付近で被告人から「おい、待て。何で見たんだ。」と声をかけられて、その後早足で逃げたけれども、被告人が後を追いかけてきて、約60メートル先の奥山歯科の前付近で追いつかれたということである。そのころ、被告人は被害者に対して「なぜ逃げるのか」といった言葉を投げかけている。

被告人が被害者に追いついたところで、被告人は、後ろから被害者の左肩をつかんで正面に向き直らせて対峙したような形になり、右のげんこつで被害者の左頬を1発殴っている。

その後、被告人が右のげんこつで被害者の左頬を三、四発殴ったという形になっているが、ここから若干両者の話が食い違っているところがある。被害者のほうは、奥山歯科の軒下に引っ張られていって、窓に押しつけられて殴られたという形で説明をしている。それに対して被告人のほうは、被害者が少し逃げたので殴ったんだというような説明をしている。

ただ、殴られた弾みで被害者は持っていたバッグを落としたけれども、被告人はそのバッグを取ろうとはしなかったというようなところは、両者の間で争いのない事実となっている。

その後、被告人は被害者に対して、「金を出せ」という形で言葉を発しているが、ここからまた話が食い違ってくるところがある。被害者のほうは、被告人から両手で首を絞められ、「出さないと殺すぞ」などと言われ、右目の辺りを殴られたと証言している。それに対して被告人のほうは、左肩はつかんでいたけれども、首は絞めていないというところで被害者の話と食い違っている。また「金を出せ」と言ったけれども、それは被害者が謝ろうとしないので腹いせに金を要求

したというもので、その後は暴力を振るっていない、右目辺りを殴ったということはない、また「出さないで殺すぞ」などといった言葉も発していないと法廷で話をしている。

その後、被害者はズボンのポケットから1万円札を取り出して被告人に差し出し、被告人は金を受け取ってすぐにその場を立ち去ったが、これについては事実を争っている。

その後、被告人は来た道に戻って、神社の中で現金が1万円札であることを確認し、交番近くにあった屋台で酒を飲むなどして3,000円ぐらいは使ったというような話をしている。なお、このとき、被告人が最初に持っていた金額は600円程度だったというような話も出てきている。

被害者は、病院に行って診断を受けており、診断書にあるとおり左右の顔面に1週間の治療が必要な打撲傷を負ったという形で傷害の結果が発生しているということになっている。

現場の奥山歯科については、事件のあった翌朝に、院長が奥山歯科の窓ガラスにひびが入っているのを発見した。

△ 大きく分けて、争点は3つあると把握している。

第1の争点として、事実について、被告人と被害者の言い分が食い違っているところが数箇所ある。被害者のほうは、首を絞められたとか、「金を出さんと殺すぞ」といった言葉を被告人が発したとしているのに対して、被告人のほうは、首を絞めた事実はない、「金を出せ」とは言ったけれども、「出さんと殺すぞ」などとは言っていないという形で食い違いがある。また、右目あたりを殴られたかどうかについては、「殺すぞ」と言った後に殴られたというのが被害者の発言であるのに対して、被告人のほうはそんなことはないと言っている。

第2の争点として、そういった事実を前提としてどのような評価をしていくか。被告人のほうは初めから金を奪うつもりでいたかというようなところである。初めから金を奪うつもりであれば強盗という評価をすることが可能であるが、そう

ではなかった場合には恐喝という評価になる可能性がある。

第3の争点として、実際に被害者が抵抗できないような形の暴行又は脅迫だったのかというところで、実際に強盗というような評価をすることができるのか、それともできないのか。

#### 【ホワイトボードへの記載】

争点1 被告人は、暴行、脅迫を加えたか。

①被害者の首を絞めたか。

②「出さんと殺すぞ。」と言ったか。

③その後、さらに被害者の顔を殴ったか。

争点2 被告人は、最初から金を奪う目的があったか。

争点3 被告人の暴行、脅迫は、被害者が抵抗できないような程度の暴行、脅迫であったか。

#### 争点1について

□ まず第1の争点について、奥山歯科の前で被告人がどのような暴行・脅迫を加えたのか。

△ 被害者のほうから先に証言しているので、まず被害者のほうの話をする。被害者は奥山歯科の前の出来事について、顔をまず1発殴られ、その後に窓ガラスのところに押しつけられた。そこでまた顔を三、四発強く殴られて、ネクタイや襟を両手でつかまれて、締め上げるように首を絞められたと。その段階で、場所は若干移動してはいるが、「金を出せ。出さんと殺すぞ」と言われた後に、更に右目のあたりを殴られたというような説明をしている。

それに対して被告人のほうは、最初から金を取るつもりはなかったと。あくまでも殴った後に初めて金を脅し取ろうと考えて、被害者の首を絞めるという形になるのか、少なくとも首付近を押さえたという形になるのか、ここは若干評価の

分かれるところだと思うが、少なくとも首を絞めて「出さんと殺すぞ」などと言ったことはないというような形で法廷で話をしている。お金を要求してからは一切暴力は振るっていないというふうな形で法廷で発言をしている。

現場での出来事については、被告人と被害者とでかなり言い分が食い違っているということで、そのいずれを信用するかということが非常に重要になってくると思う。

- それでは、被害者の話が信用できるのか、あるいは被告人の話が信用できるのか、この点について皆さん方の御意見を率直に述べていただきたい。
- 叩こうとしたときにワイシャツか何か持ったのを、叩かれたほうは殺されると思ったのかもしれない。
- 首を絞めるという行為について、どこまでを絞めるということかということが1つあると思う。例えば、殺されるとすればこういう締められ方（頸部を押さえる形）になると思うが、DVDを拝見していた限りではどちらかという胸ぐらをつかんだ形となっている。だから、「首を絞めた」という表現を使うべきかどうか。「首を絞めた」と言うと非常に殺意が強く感じるけど、胸ぐらをつかんだ、襟首をつかんだとなると、ちょっと違うのではないかと思った。

それから、顔を殴ったという点について、目の近くとか頬を殴ったという言葉が出てくるが、拝見した資料の中で、特に診断書には具体的に顔のどこに傷跡があったとかそういったデータがなかったので、どのような殴られ方だったのかというのがちょっと疑問だった。それと、歯医者さんのガラスの割れ目との関係について、そこに押しつけられて身動きがとれない状態で殴られたということであるが、後ろの窓ガラスが押しつけられたときに頭でもぶつけて割れたとしたら、ガラスは堅いのでなかなか割れるものではないので、多分後頭部に相当なこぶか何かできていないとおかしい。つまり、被害者の後頭部で割れたのか、それとも加害者のこぶしがそれて割れたのか、どちらなのかで、こちらが受け取る状況が変わるのではないかと思った。

○ 一番初めの端緒のところ、ちらっと見たという点について、被害者のほうは、こんな時間にしゃがみ込んでいる人がいるというのでちらっと見たと。被告人のほうは、じろじろ見られたというふうになっている。それで、見た時間は何秒か、どれぐらいじろじろ見られたのか。ほんの数秒でも、目と目が合って見られたらじろじろ見られた感じになると思う。

最初の感じで言うとほんのトラブルであって、その後の首を絞めたとか殴ったとか、「殺すぞ」と言ってからまた目を殴ったとか、その辺のところというのは両方とも興奮していてよく分からないのではないか。あのビデオを見る限りは、被告人のほうはそこまで強硬にというか、しつこくやったようには思えなくて、被害者が非常に気が小さくて、逃げ回っていて、その後の行為で過大に恐怖心を感じてそのように感じてしまったのかなというふうに感じた。

○ 両方とも酒を飲んでいるしね。飲んだ場合、判断もはっきりしないし、覚えていないということがあるかもしれない。

□ 皆さん方の御意見では、被害者、被告人それぞれの気持ちと、外形的な行為として何をしたのかということをお話くださったので、非常に話が立体的ではあるけれども、混乱が生じると思う。その辺りを分けてみたい。

まず、一番分かりやすいのは目に見える行動ということで、外形的な行為のところからいくことにする。

外形的な行為として、最初に目が合った。それから、被害者のほうは逃げて行って、それが歯科医院の前まで約60メートルぐらいあった。被告人のほうは追いかけて行って、振り向かせて1発顔を殴ったというところまでは、被告人も被害者のほうも話は合っていて争いはない。

問題は、その次の暴行のところ、被害者のほうは、奥山歯科医院のほうへ引っ張っていかれて、窓に押しつけられて三、四回顔を殴られたと言っている。また、被害者のほうは、そこで首を絞められ、それから「出さんと殺すぞ」と言われたというのに対し、被告人のほうは、「金を出せ」とは言ったけれども、「出

さんと殺すぞ」とは言っていない。「金を出せ」と言った後は何も暴行は加えていないと言っている。そういう外形的な行為として、被告人の言い分と被害者の言い分とがまるっきり違ってきているが、その辺をどのようにみるか。

被告人の言い分は、窓のところへ連れて行って、最終的にお金を出させて取っただけで、暴行を全然加えていないと言うので、先ほど言われたガラスの跡については、加害者が殴ったのが当たったのではないかということだが、それはないということになる。

では、窓のほうへ押しつけられて行って、そこで殴られたのか、あるいはそうではなくて、被告人が言うように奥山歯科の入り口のほうへ引っ張られていったのか、その辺はどういうふうに見ればいいのか。窓が割れていることに奥山先生が気がついたということであるが、何のためにその証拠が出ておるのか。これはどうみるのか。

- 窓の高さが分かれば、もっとガンと押しつけられたのかどうか、もう少しははっきりするのではないのかなと思うのだが。
- そもそも人が押しつけられて割れたガラスなのか、たまたまその晩のうちに別のことで割れることもある得るわけだから、それをどうとるか、証拠として確定していいか、それとも別要因なのかということが1つ考えられると思った。そこがちょっと気になったので、確かに人の頭の高さらしきところの割れ目なのだが、ガラスの割れ目というのが、即、人が押しつけられた、又は殴ろうとしたのがそれで当たったとっていいものかどうかというのをちょっと迷った。
- 診断書としてもっと明快なものが出ているのかと思ったのだが。顔面を殴られて1週間の加療であるが、押しつけられてあれだけ割れていたら、後頭部に裂傷とかあるはずなのにないので、それは違うなというふうに思った。
- 裂傷が必ずできるとは限らないのではないか。押しつければ、傷にならなくても窓ガラスがぴりぴりと割れるかもしれないということも言える。
- しかし、後頭部の打撲はするのではないか。

□ もし高さが違うではないかとかいうことになれば、本当にきっちり測って、その高さでいいのかという話になるかもしれない。しかし、このガラスについては証拠にしているということで証拠になって出てきたもので、この証拠については被告人に争いが無いということである。

○ ということは、被告人は、ガラスが割れたということは認めているわけだね。

□ ガラスについては何も説明はしていない。

○ だから、逆に私たちの中でクエスチョンが出てしまうということだと思う。

□ 同意証拠ということで出ているのだと思う。つまり、現場の状況ということで、この現場はもう争いようがないということで出ているということだろうと思う。だから、高さが違えば、もちろん弁護人のほうも争うだろうと思うが、そうではないので、ここは問題がなかったということで扱えばいいのではないのかと思う。

○ では、ここはこの辺りで何かもみ合いがあったという程度の場所なんですよという程度の証拠なのか。

□ そう。どちらかといえば、被害者が言うようにそこへ押しつけられてやられたという、それに合う証拠かなというようにみえる。

皆さん方は、こういう疑問があったら、実際の場合であればそういうところを質問してもらえばいいし、多分もっと実況見分調書の詳しい説明が、最初に検察官のほうから証拠の取り調べをするときに出るだろうと思うが、今回はDVDということで、そこは省略されているのだろうと思う。

では、その次は何をやったのか。首を絞めたかどうか。被害者側の言い分としては、首のところへ手がいっておるということだったね。

○ 被告人と被害者とで言い分が全然違う。だから、「首を絞めた」という表現をとるかどうかは置いていて、襟のあたりを持って押しつける、被害者としては苦しいと思ったと言っているのだから、そういう対応だったのか、それとも被告人が言うように左肩のあたりをつかんだという程度のものではなかったのか、どちらの供述のほうが信頼性が高いのかだと思う。

- 「絞めた」と言うか、「襟首をつかんで押さえつけられた」という表現をとるかで、多分出す結論というか、持つ印象というのが全然変わってくると思う。首だったら完全に殺意があるではないかということにもなるし、殺す気があるかどうかは別としても、後の「出さんと殺すぞ」ととられるぐらいの激しいアクションであったととれる。
- されたというのは、うそではないだろう。弁護人に、こんな感じですよとやって見せている。
- それでは、首のところに手がいったという点は、それでいいのか。
- 持ったのか絞めたのかということだが……。
- ちょっと持ったのを、首を絞められたと被害者は思ったのではないか。
- どちらかの言葉に限定すると、多分どちらかの言い分のおりになるのだと思う。
- それでは、「出さんと殺すぞ」と言ったのか、この点はどうか。
- やはり首のあたりを持って「金出せ」と言われたら、その人は出さなかったら殺されると思い、首を絞められたという判断をしたのではないかなと思う。
- 言葉に出たか出なかったかということだと思う。言葉どおりにとれる行為だったのか、それとも本当に言葉でストレートに出したのかということがあると思う。
- 被告人と被害者の言い分、どちらが全体を通して信用ができるというふうにみればいいのか。
- 弁護人に対してこうやりましたというふうにビデオでやっているが、それは本当に迷いもなくやっていたので、実際絞めたのではなくて、この辺を持ってぐうぐうと押したのだらうと思う。それで、その程度で「出さんと殺すぞ」という強烈な文言が出るのかなと疑問には思う。だから、被害者のほうがすごい恐怖を感じて、両肩のこの辺を持たただけなのに絞められたと思い、「出さんと殺すぞ」と言われたぐらい恐怖心を感じたのではないだろうか。実際の行為はないのではないかなと、私の心証ではそうみえた。

- けがの点はどうだろうか。一番最後にまた顔を殴ったという点について、被告人は殴ってはいないと言っている。被告人が殴ったのは最初の1発だけということになるわけであるが。
- △ 診断書の点について、最初は顔の左側を被害者は殴られて、その後右目あたりを殴られている。診断書に左右の顔面打撲傷となっているのであれば、左側だけではないので、右側を殴られたのはどの時点かという点からすると、被害者が右目あたりを最後に殴られたというのは診断書と矛盾しているということではない。右を殴ったということは、被告人は全く言ってない。では、その傷がどこでついたのか。
- 言った言わないとか殴った殴らないは、正直言って今与えられている材料では判断できないと考える。もう少し詳しい何かが欲しいと思う。
- 一面的にだけ、口で言っているところだけで決めてしまうというのではなくて、外部にできている痕跡も1つ考える要素に加えて判断を試みられたい。左右両打撲という傷の点、それから窓のひび割れ。そういう痕跡が残っているわけであるから、そういう跡の状況を客観的な状況とにらみ合わせてどちらの言い分がそういう状況に合うのか、その辺の判断はどうか。
- 痕跡からも言い分からも、今の与えられた状況では、どちらというのを言い切るだけの説得力がないので、どちらかという一方を決めるとするのは保留させていただきたいと思う。
- 診断書が顔面の1週間のけがで、左右両方が傷になっているとすれば、絞めて「殺すぞ」と言った後に殴っていないと言っているが、殴っているのではないかと思う。
- その傷が三、四回殴られたときについたのか、最後に殴られてついたのかだね。
- どっちを殴ったと言っているか、また被害者が最初はどちらを殴られて、最後にどこをと。
- 事実関係について、論告というところに、左の顔を1回殴られた後、歯科医院

の窓ガラスに押しつけられて左の顔を三、四回強く殴られた。その後、着衣の襟を両手でつかまれ、絞め上げるように首を絞められ、その際、「金を出せ。出さんと殺すぞ」と言われたと。さらに右目のあたりを殴られたとあるのだけど、そのときに「金を出せ」だけ言ったのを、首をこういうふうにされたから、殺される、殺すぞと言っているように多分聞いたのではないかなと思うのだが。

□ 被害者の言い分としては、左左と殴られてきて最後に右側を殴られたというわけなので、左も右もけがが出るというのはおかしくはない。被告人の言い分としては、右は殴っていない、左を1発殴っただけだと。それなのに右にけががあるというのはおかしいということになる。

○ やはり殴られていると思う。一遍ぐらいではなくて。

□ そういう証拠はないでしょ。被告人は殴ってないと言うわけですから。

○ 左に関しては二、三発ということ、右に関しては殴ってないということですね。

○ 多分右ききであれば左はとても殴りやすいと思うのだけど、右に傷があるという診断書なので、多分右も殴っているのが正しいのではないのかなと思う。何回か殴り合っているうちに、多分右側も殴っているんじゃないかと。それで、普通右手でやると左は多分殴りやすいのだけれど、右側に傷つけようと思ったら、反対の手でどこかを押さえるか、窓ガラスか何かに押しつけて支えないと反対側というのは殴りにくいのかなと思うので、反対のほう、右で殴るのは割と簡単に殴れる。でも、きき手でないほうで殴ろうと思うと、つかんで殴るか、どこかに押しつけておいて、固定しておいて殴るのが殴りやすいなと思うのだが。

□ それは、窓へ押しつけたという被害者の言い分が合っているのではないかということと言われるわけか。

○ はい。診断書も出ているので、多分右も殴られたのだろうと。左だけ殴ったという被告人の言い分よりも、被害者の右も殴られているというほうが正しいのではないか。それで、どうやったら殴りやすいかということなのだが、先ほど申し

上げたように、どこか固定したところに押しつけておいたほうがきき手じゃないほうで殴りやすいということを考えると、被害者が言っていることが正しいのではないかと。

- 別に固定しなくても、きき腕であっても、反対側って、被害者が首をこう動かせば当たる可能性がある。だから、別段固定させて云々ではなくても、もみ合っているうちにどちらでも殴る機会はあるだろうとは思う。ガラスが関係ないとかそういう話は別として、途中で右側、左側の両方に、もみ合っているならばどちらにでも傷はつく可能性はあると思う。
- DVDによると、被害者は右手で襟首をつかまれて左手で殴られたと明快に言っている。
- 右手だけで両方殴ることはできるのではないか。
- 今の御意見にもあったように、両方結構殴れるし、ましてや殴られるほうが首でも動かせば、ここをつかまれていても首は動くから、別に持ちかえなくても多分どちらにも傷がつくと思うが。
- フックかストレートかで違う。
- 被害者が自分の体験した事実として話しているのは、最初右のこぶしでこちらを殴られて、つかまれて、その後、左手でこちらを殴られたというふうに覚えていると話しているので……。
- 事実としては、被告人と被害者のどちらの言い分が信用できるか。
- 殴られたという点は被害者の言い分が信用できると思う。「殺すぞ」と言ったかどうかについては、被害者が殺されると思ったのを、「殺すぞ」と言ったと聞いたのではないかな。聞こえるような気持ちでね。だから、加害者は「殺すぞ」とまでは言っていないのではないかなと思う。
- 客観的事実があるものだけを述べると、①と③というのは明らかに証言はあるし、それらしき痕跡もある。だけど、②に関しては言った言わないの話になるので、このデータだけでは、これは憶測の域を出ない意見しか出せないと思う。憶

測になるけれども、考えられることとしては、被害者のほうが恐怖心からそうと  
ってしまったということが1つ考えられる。

- ①と③については被害者は正確に言えたけれども、②の点については憶測でし  
か言えなかったという、そういうような被害者の証言の評価になるわけか。
- これをどうかと聞かれると、①と③に関しては、明確な証言であるとか、それ  
らしき痕跡というものもあるので判断はできるけれども、「出さんと殺すぞ」と  
言ったか言わないかは当事者同士なので、②に関しては多分憶測の域は出ないの  
ではないかという気がする。
- ①も③もないとの被告人の言い分は客観的状況に合わないということになる。  
そうすると、それが言っていないから②が合うんだという、そういう変な理屈にな  
ってくる。
- ①に関して言えば、絞めたかどうかというのも、手の出し方を本人は絞めたと  
は思っていない、相手は絞められたと思ったのに①もなってくる。そうなると、  
食い違っているのは③なんですよ。③に関しても、必ずしも右側についた傷が  
……。
- 被告人の言うところからは、一方にしか傷がないのではないかということにな  
ってくる。
- 本人は左に3発殴ったつもりでも、夜のことなのと、本人は酔っ払っているの  
で、左3発のつもりが1発それで右に入っている可能性もなきにしもあらずとい  
うことです。
- そもそも被告人は殴ってないと言っている。
- 本人は左を殴ってるつもりしかない。だから、記憶もないということもあり得  
るなど、正直そう感じた。
- △ 被告人は、勘違いしたとか、どうか分からないと言っているわけではなく、明  
確に自分が殴ったのは左側だけだと言っている。また、被害者も体験に基づいて  
供述していて、ここはもしかしたらそうだったかもしれないと検察官とか弁護人

に突っ込まれて言っているのではなくて、「出さんと殺すぞ」と言われたのを覚えていてる。

- 明確に言っているということか。
- △ それが疑わしいということになるのか。ほかのせりふは一致しているから間違いないけれども、そこだけ被害者が全く言われていないのに、自分が思い込んだかもしれないと、あえて疑うことになっていくのか。
- 首を絞められたとか、「出さんと殺すぞ」とか、1発、目を殴られたとか、その辺はみんな被害者の思い込みだと私は思っていたのだが、そういう明快な診断書が出ている限りはやはり殴られたんだろなという気がしてきた。しかし、そうはいってもこの事実全体の流れを考えると、これは強盗ではないというふうに私は思い込んでみている。
- それでは、時間も迫ってきたので、このあたりで多数決をとることにする。被害者と被告人のどちらの言い分が信用できるか。  
(多数決の結果：被害者の言い分を信用できる・・・3人、留保・・・1人)

## 争点2について

- 先ほどの多数決の結果認定した事実を前提にして、最初からお金を奪う目的だったのか、途中から金を取ってやろうという気になってきたのかについて意見を述べてもらいたい。
- その被害者が弱いというのか、あまり抵抗もしないしというようなことから、途中からお金を取ってやろうという気になったと思う。
- 被告人が言うには、謝らないから「金を出せ」と言ったということであるが、DVDでは裁判員が「被告人は声をかけてぱんと1発殴って、その後何か言いましたか。謝れと言いましたか。」と質問していた。この点について、被告人は謝れとも言わずに殴って、あとで突然「金を出せ」と言うわけだが、そのあたりをどう考えるか。

- 被告人は、この事件を起こす前にも友人とトラブルを起こしていて、非常に手を出しやすい人である。行動に出しやすい性格の方だということは前提としてあると思う。目が合っただけで殴ってくる人というのはよくいるから、ましてやかなりお酒を飲んでいるということ。
- 殴ったことは、ここでは問題ではない。今はその内心の認識が問題である。
- お金を奪う目的で最初から殴ったかどうかというのはまたどうかなというのがあある。たまたま目が合ったから、そこでけんかを始めたかったというような人というのもいるので、最初からお金を奪う目的があったかどうかというのは違うかなという気がする。
- 被告人が「金を出せ」と言ったんだから、その際その気があったんだろうというふうにする。
- 例えば待ち伏せをしていたとか、後をつけていたとか、そういったことが現実としてあったとしたならば、これは最初からお金を奪う目的というのが見えてくるのだが……。
- そこを検察官が反対尋問で「60メートルも追いかけたんですか。」、「何のために追いかけたのか。」と聞き、「謝らせようと思って追いかけたんです。」と答えていた。あの辺はどうみるか。
- 最初から強盗目的だとしたらあまりにも稚拙というか、バックを落っことしてかっばらって逃げてしまえばいいわけだが、わずか1万円で満足するのかという話だ。だから、当初から強盗目的ではなくて、むしゃくしゃして、謝らないから金でも脅しとって満足しようみたいな、そんな感じかなという気はする。
- 酒乱がエスカレートしたのかなという感じだ。
- エスカレートしたら固執されるタイプかなという感じ。こういう方は結構いるので。特にお酒を飲んだときの行動というのは理性的に判断できるものではない。
- 60メートルも追いかけるというのは金が目的だったのかなという気もするが、それにしても下手だなというか。バッグもとらないし。

- 謝らせようと思ってずっと追いかけていき、その後、途中からお金を奪う目的になったという。何でそんな心変わりというか、気が変わったのか。何があったのか。
- その前にお酒を飲んだり家を出てきたりして、気がむしゃくしゃしていて、何かに当たりたかったから。
- それでは、最初から取ればいいのではないか。途中からなったのはなぜかということである。
- 気分が悪くてうずくまっていたのなら、60メートルも走って追いかけれないということは言えると思う。
- 気分が悪いのにあと1杯飲んだんですかと、検察官が最終的に確認していたね。被害者の言うのには、ばんと殴られて、それから窓の前に押しつけられて、三、四回殴られて、首を絞められて「出さんと殺すぞ」と言われた。それから、更に顔を殴られた。そのときの被告人の内心はどうであったのか。途中で気が変わったということは何がきっかけとなったのか。それとも、こういう一連の行動がずっと次から次へ出てきたということは、最初からその意思を持っていたのか。
- お金を奪うという主目的を持っていたのか、むしゃくしゃしているから人に暴力を振りたいという主目的を持っていたのか。私は、どちらかという暴力が主目的で、むしゃくしゃしたのを爆発させて、お金というのが副次的な目的なのかなという気はした。
- 弁護人が被告人に「バッグを落としたのに、それを取らなかったですね。」と聞いていた。
- 最初からお金が主目的なら、最初から殴らなくてもバッグをひったくって逃げることもできるので、私は、お金が目的というよりも、暴力を振りたいのが先に立っている話かなというふうに聞いていた。
- そのバッグのことについて、被害者は、落としたけれども、すぐに拾って自分の脇に抱えたと言っていた。

- その時点で、暴行を加えている人もバッグの存在に気がつくわけだ。
- そうすると、売上金12万円が入ったバッグを取るためには、抱え込んでいるわけだから相当暴力を加えなければいけない。
- 大事なものだというのはそこで分かるだろうから。
- それを取っていない。
- ということだから、私もどちらかというところから・・・。
- 被告人が言うには暴力も加えていない。1万円を出したから、はいと、それをもって帰った。
- 確かにバッグの存在に気がついたが、それを奪い取ろうとしたのかどうかというの、これもまた判断できない話だと思う。
- 落ちた段階で興味を示しているかどうかということは、明確に出ていない。
- 弁護人が「落ちた段階で取らなかったですね。」と聞き、被告人が「とらなかつたです」と答えたとき、弁護人がにやっと笑った。
- 興味がないということになる。だから、お金というのがそれほどの目的でもなかったのかなという気がしている。
- 段々と考えが変わってきたというか、私もそんな感じでしたのだけど、60メートル追いかけて、バッグに興味は持たなかったにしろ、ストレス、うっぶん晴らしというか、謝らせようと思っていた被告人が「金を出せ」といきなり言うというのはすごい飛躍だ。だから、途中で金ぐらいもらってやけ酒を飲まないとおさまらないと思ったのではないか。
- 謝らせてやろうというので追いかけていて、金を取ろうと、そういうふうに変わりをするきっかけになることはないか。
- 最初から意図していたのかな。
- 途中で心変わりするきっかけがないということは、最初からあったのかなということになるのではないだろうか。
- はじめは、多分むしゃくしゃして、だれかいじめてやりたいとか殴ってやりた

いと思って殴っているうちに、お金でも取ってやろうという気になったのかなと思っていた。そのためバッグも拾わなかったのだと思ったのだけれども、60メートルも追っかけるのは大変だなというのと、追いかけてまわして殴っている間に心変わりするきっかけとは何なんだろう。

- ないでしょう。一番最初も「見たな」という次に、「謝れ」と言えば済む。それを被害者のほうは因縁をつけられたと思うから逃げ、被告人が後を60メートルも追いかけていく。しかも、追いついてから、まだ謝れとも言わない。だから、謝れというふうにしては何か変ではある。
- そうですね、いきなり「金を出せ」と。
- 謝らせるのはどちらでもよくて、気に入らないから殴ってやろうと、むしゃくしゃするので殴ってやろうと思っていたのではないかと思ったので、「謝れ」という言葉を発していないということについてはあまり疑問に思わなかった。
- お金が決して目的ではなくて、むしゃくしゃしたからという感じで、おやじ狩りとかホームレス狩りのちょっと似た心理かなと、最初見たときには思った。若い層でもあるしね。ちょっとそういった気はした。
- うっぶん晴らしだったら、謝らせないと、多分1万円もらったぐらいでは気が済まないだろう。
- やはり行き着くところ、それ以上は殴ってもしょうがないと思って、せめて最終段階というか、自分の気が済むように金を出せと言ったかもしれないと思う。殴って、それで自分の心に收拾をつけるために「金を出せ」と言ってお金をもらって、それで終わりということではなかったのか。
- きっかけは分からないけども、途中で気が変わったということか。
- どのきっかけか知らないけど、金を奪うという目的はどこかである。ただ、それが最初からなのか、途中で変心したのかというのはちょっと違う話かなと思う。
- では、ここで多数決をとることにする。最初からお金を奪う目的があったという方は。

(多数決の結果：2対1で「途中から金を奪う目的が生じた」という結論)

途中からというのが多数なので、それでは、途中金を奪う目的が生じたということで話を進める。

### 争点3について

△ これまでに多数決で確定した事実としては、最初に顔の左側を三、四回殴った後、首を押さえつけるというか、襟首あたりをつかんで押さえつけて、「出さんと殺すぞ」と言って、さらに1発殴るという暴行をしているということである。

その暴行と脅迫、言葉は脅迫に当たるが、それが、普通の人であれば怖くなって抵抗できないような程度の暴行・脅迫だと評価されれば、それは強盗ということになるし、抵抗が困難というまではないけれど、それよりも弱い程度であれば恐喝ということになる。

そこで、先ほど認定した、多数決で決まった事実関係と状況を見て、それがどの程度のものか、それは被告人と相手方の年齢や性別、体格、あるいは犯行の時刻や場所、例えば凶器を使っていたか、そういういろんな事情を考えて、抵抗ができないような程度のものであったかどうかを評価するということになる。

□ 恐喝罪が成立するのか、強盗致傷罪が成立するのかという大きな分かれ目になるところである。特に強盗致傷罪になると刑が重いということになる。

○ 対象となる暴行、脅迫というのは、「金を出さんと殺すぞ」と言ったところからのものか、それとも初めからのものか。

△ まずお金を奪う目的ではないけれど、暴行を振るったという状況があって、その後加えた暴行と脅迫とを総合して判断して抵抗困難だったかということだとか、首を絞め、「出さんと殺すぞ」と言って1発殴ったということが、その前の状況も合わせると抵抗できなくなる程度のものだったのか。

○ 物理的に被害者が抵抗できないような状況だったかというのと、心理的に抵抗できないような状態と2つあると思う。心理的に抵抗できない状況というのは明

らかにあって、最初に被害者の証言の中で、怖いとか、かかわり合いになりたくないというのが一番最初からの気持ちの中にあるので、抵抗したりなんかしてもっとかかわり合いにはなりたくないというのは、心理的に抵抗できないという要素は最初から明確にある。

2番目の物理的に抵抗できないというのが、これでガラスに押しつけられて、それをはねのけられるだけの例えば体力だとかそういったもの、物理的に絶対に抵抗できないという状況だったかどうかということが判断の基準かなと思う。

□ 心理的とか物理的抵抗ができないかどうかというのは、すばらしい御指摘である。学説でもそういうふうな考え方を述べている。

ぼこぼこに殴られて気絶しているような状況はもちろん抵抗できないが、別にそういう状況にまでならなくてもいい。あるいは、ぐるぐる巻きにくくられてしまって物理的に抵抗できないというそんな状況にならなくてもいい。先ほど言われたように心理的に抵抗できない状況、そういうのも考えていくということである。

また、目的は分からないが、最初の暴行についても、除くといけなくて、抵抗できないという要素として一部入ってくるということになる。被害者のほうは元気だったから、心理的な抵抗ができたかどうかを検討することになると思われる。

- 先ほどの多数決に従うと最初から目的はお金ではなかったという、それを前提にして意見を述べなければいけないのか。
- 多数決で決まったことを前提として進めていただくことになる。
- 途中から気が変わったとしても、ほんとうに異様なぐらい抵抗していないので、何でこんな少年に殴られるままになっているのだろうと思う。
- 夜中ですよ。
- 強烈な圧力を感じたのだね。
- 午前4時ころのだれも通っていないアーケード街で、そういう怖い夜の場所的状况で、相手から先に何回か殴られている。そういう状況で、「金を出せ」と言

われた。

- それを考えると完全に抵抗できない。
- 抵抗できない、抵抗したくないと、2つ多分一緒になっていると思う。
- 通常の、普通の人なら抵抗できるかできないかというところを考えてください。
- それだけを考えて抵抗できないのだろうけど、被害者のほうからは寛大な処分を求める嘆願書とか出している。
- 出ているが、それは事件の後のことだ。よく分からない男に因縁をつけられて、こうなっているわけで、そういう怖さを考えると、どうなるか。
- すごい圧力なのか、それとも被害者が異常に気が小さいのか、その辺がよく分からないのだけれど……。
- 普通の人ならどうか。普通の人でも怖いのか。
- 60メートルも追いかけて殴られて「殺すぞ」とか言われ、また殴られた。人通りも、周りに助ける人も……。
- 強盗のほうに誘導されているわけですよ。
- 多分、被害者の方がすごく気が小さくてというのも1つファクターだと思う。すごく気が小さくて抵抗できないと思ったというのも、大切な判断基準だと思う。
- △ 例えば、被害者がボクサーとか相撲取りで、ほんとうは強くて抵抗できたというときにはどうか。それでも、相手がナイフを突きつけていたりする状況であればどうか。被害者がたくましいとか、そういう事情を考慮するのではなくて、この被告人がやった行為とそのときの状況で、一般の人なら通常どうだったか。
- 走って逃げるというのも、一種の抵抗ですよ。
- そう。
- 自分の売上金を全部持って、そのかばんを脇にきゅっと抱えているので、抵抗すればどうなるか、1発返せばもっとされるというような恐怖心があったのか、やはりそういう心理的な圧迫がいろいろあったかもしれない。
- 暗くて見えなくて、60メートルを追っかけてくると、きっと売上金を取りに

きた強盗なんだと思うだろうし、殴られるときも、そんなに若い人だと思ったかどうかとも分からないし、刃物を持っているかもしれない。また、ガラスに押しつけられたのが本当だったら、結構抵抗できないぐらいの心理的圧力があったと思う。たまたま俳優の方は体の大きそうな方だったけど。

△ 実際、被告人の身長は170センチで体重70キロぐらい。被害者のほうが175センチで、体重65キロということで、身長は被害者のほうが高かった。

○ 自分より大きい人が追いかけてきて殴ったというのは、きっと心理的な抵抗が大きくて、抵抗できないような状態だったのではないかなと思う。

△ それに、このごろの若者って何をするか分からないというような気持ちがあるから、あまり下手に抵抗するよりも、売上金だけ守ってというような気持ちがあったのではないか。

□ それでは、多数決をとることにしよう。

(多数決の結果：全員一致で「抵抗できない程度の暴行、脅迫がであった」との結論に至った。)

そうすると、途中からお金を奪う目的で顔を殴って、「出さんと殺すぞ」と言って顔を殴って、お金を奪った。それが抵抗できないぐらいの程度の暴行・脅迫であったということなので、強盗致傷が成立するということになる。

○ 抵抗できないというのは、売上金を持っていて、今は何をされるか分からないから抵抗しないでおこうと、自分の意思で抵抗をすることを控えたとしても、やはりそれは抵抗できない状態というふうになるのか。

□ その程度の暴行・脅迫を加えられているということである。

○ 争点が3つ成立したので、それで強盗だと言われると、何となくちょっと重いという気がする。勝手な言い方ではあるが、強盗までは考えたくない。恐喝、傷害だなという感じがする。

△ やはり抵抗できない程度の暴行・脅迫を加えたかどうか、その評価で分かれるということですね。

- 夜中でだれもいない、すべてシャッターが閉まってしまっているような商店街だから、怖いよね。
- 12万円入りのバッグの問題で、最初に小金をもらうぐらいに思っていて……。
- だから、先にお金を出したのだろうね。
- そのときに、こんなちょっととか……。結局、その場では金額を調べていないわけで、神社のところへ行って初めて確認している。
- だから、強盗というと、バッグを奪うとかもっとお金を出せと言うとかすると思うのだが。
- ポケットから1枚出されて、それをもらってすぐに逃げて行ったから。お札を出すとしたら、一万円札か、五千円札か、千円札か。普通、被害者のほうも千円札など出さないと思う。
- それは分かるが。でも、たまたま1万円だったけれども、もしかしたら千円札だったかもしれない。
- お金を奪いに来ているのが分かっているのに、千円札なんか出せば、「おちよくっているのか」と逆に叱られるのではないか。だから、普通は一万円札ぐらい出すのではないか。
- DVDを見ると、たまたまポケットに入っていた。その1万円札を渡したというのだけど、一万円札ぐらいで、別段強盗よけに、よく外国であるような軽いものをあげてという、そういったのではないと思う。
- 暴行・脅迫を加えていけば、ティッシュペーパーを渡されて持って逃げても強盗である。
- △ 何をどれだけ奪えたかというよりも、お金を取るために、お金を取ろうと、「金を出せ」と言ってどれだけのことをしたかというのが問題となる。暴力がある程度かというところで。
- 額には関係なく、行為でもって強盗は強盗なのですね。
- △ 強盗の成否に額自体は影響せず強盗致傷となる。ただ、何百万円とか、銀行強

盗などは何億円であるが、そこは1万円であっても強盗が成立するとして、どう評価するかはまた後の問題になると思う。

#### 量刑について

□ 検察官の求刑は懲役6年だった。弁護人のほうは執行猶予を付けてくださいという弁護をした。

それでは、量刑の事情として被告人に不利な事情、それから被告人に有利な事情、つまり被告人に不利な事情というのは刑を重くするように働く事情、有利な事情というのは被告人の刑を軽くするような事情、こういうような事情を挙げてみてください。

先ほど言われたように1万円しか取っていないという点、これはどうか。

○ 結果的に1万円なのであって、もしポケットに30万円が入っていると30万円ですよ。だから、お金を取ったということが事実であって、額の大小は偶然ですよ。それで刑期が決まるのか。

□ 偶然の事情だけれども、1万円を取った場合と30万円を取った場合と、やはり違うのではないか。

○ 金額というのは偶然の事情だとは思えない。ただ、強盗であるということは変わりがないという。だから、金額でもし刑期とか執行猶予が決まるとすれば、ものすごい運ですよ。この場合は運試しみたいな感じになる。

□ けがの具合はどうか。ちょっとけがをすれば1週間ぐらいの診断になるようなので、1週間のけがというのは軽いけがのほうに入ることになるが。それから、先ほど嘆願書の話が出たが、これについてはどうか。

○ 示談をして45万円を支払っている。

○ 婚約者やその母親も連帯保証人になっているし、婚約者が「これからは私も気をつけますから」と言っているから、執行猶予をつけることのできる3年ぐらいが相当か。

- では、被告人にとって有利な事情、不利な事情というのをまとめてもらいます。
- △ まず、刑を重くする事情は次のとおりである。

夜中に見知らぬ人に追いかけて、襲いかかれて何回も顔を殴られるということであり、これは感覚からしても非常に乱暴な行為であることについては皆さんのほうでも問題ないと思う。

では、被害者のほうに落ち度があったかであるが、考えられるとすれば目が合ったというくらいで、普通は落ち度はないという評価になると思われる。そういった落ち度のない被害者に対して一方的な自分の感情で殴るということも、また1つ刑を重くする事情になっていくのだろうと考えられる。

最終的に幾らの金額を奪ったかというのは、先ほどの意見にもあったようにかなり偶然の要素が入ってくると思うが、実際にお金を取っており、初期の目的を殴るということによって達成していることから、これについても強盗既遂ということになるので、刑を重くする事情になると思う。

けがをしている点については、加療に要する期間が長いのか短いのかについて、診断書をどう評価するかというところで人によって評価もかなり分かれるところだと思うので、ここではペンディングという形にしておく。

他方、刑を軽くする事情は次のとおりである。

被害金額が1万円であり、いわゆる銀行強盗のように何千万、何億というような話でもないことと比較すると、確かにお金を取ったことは悪いことであるにしても、それほど高額というわけでもない。

けがの程度については、診断書の評価の問題になるが、頬を1発殴られただけでも5日というような診断になることも結構あり、3日、5日、1週間くらいの診断は容易につくと思われるので、7日というのはそれほど重いけがではないと思われる。

それ以外の事情として、20歳の若者であり前科がない。

- 強盗致傷の場合の量刑はどうなるか。

△ 強盗致傷罪は法律上、無期懲役のほか、有期懲役刑としては懲役6年以上20年以下と定められている。そして、被告人に対して特に酌むべき事情があれば情状酌量ということで、選択された刑を半分に下げることができる。例えば、懲役6年を選択した場合には更にその半分の3年まで下げることができる。さらに、懲役3年以下という刑を最終的に定めた場合には執行猶予を付けることができる。懲役4年や5年という場合は執行猶予を付けられない。

この事例ではそういう点を考慮して判断していただくことになる。なお、この事例で無期を選択するという事はないと思う。

□ 検察官の求刑は、法定刑の最低ではあるが、懲役6年ということである。先ほどの説明を踏まえて、皆さん方の感覚で結構なので、この事例は執行猶予にするのがいいのか、実刑にするのがいいのかを述べていただきたい。

なお、執行猶予というのは、その猶予の期間に犯罪を犯さなければ刑務所に行かなくてすむが、逆に再び犯罪を犯せば、その執行猶予が取り消されて実際に刑務所に行かなければならなくなるというものであり、実刑というのは、すぐに刑務所に行ってもらふことになるというものである。

○ 実刑6年というのは相当かわいそうだなという感じがする。

□ 実刑にする場合でも、先ほど説明したように情状酌量により半分にすることはできる。

○ 3年の実刑もあるわけですね。

□ 3年の実刑にし執行猶予は付けない、そういう選択もあるでしょう。皆さん方の感触として、恐喝ではないのかとかいうような話も出ていたが、実刑か執行猶予かどちらがいいのか。

○ やむにやまれずこういった犯罪を犯したというような理由は特段見当たらないけれども、初犯であるということ、同居している女性が籍を入れてきちっとみるということなどを考えると、私は執行猶予のほうが適しているのではないかと思う。

- 年齢も若いし、更生の意思があるし、周りの人も更生することを助けると言っているし、初犯だし、示談もしてみんなでその罪を償いたいと思っているし、そういう意味で情状酌量して3年だけでも、やっぱりどうかな。殺すと言って強盗として判断された以上は、執行猶予は付けないで3年にはしてほしいですけど。
- でも、重くする事情からみると、だれもないところで60メートルも追いかけて……。
- 強盗致傷は重大犯罪ですからね。
- 例えば、計画性があったのかどうかは考える視点として入れていいわけなのか。
- 本件の場合はどうだったか。途中からお金を奪う目的になった。
- 計画性があったとすれば実刑であるとか、そういった判断基準というのはあるのか。
- 計画性は刑を重くするほうに働く事情になる。しかし、有利な事情も入れて総合判断した場合に、計画性があっても執行猶予になることもあるだろうし、実刑になる場合もあるだろう。
- 不謹慎な言い方であるが、3年なら実刑でもいいかなという気もする。前の会社を辞める経緯などが出てきたが、すごく短絡的で、かっとしやすいので、性格に相当ゆがみがあるように思う。若いフィアンセと籍を入れて過ごしていくわけだが、刑務所に行ったことで、二十歳の青年が何年か後に出てきて更生するのか、猶予付きで社会の中で更生させるのか、すごく迷うところであり、よく分からない。
- 今は勾留中であり、どんなに早くても多分四、五十日ぐらいは拘置所という刑務所と同じようなところに入ってから、身柄を拘束されたまま裁判を受けている。
- それを考えると、猶予刑でもいいかな。考えますね。
- 私は、情状酌量して実刑で3年なのかなと最初に思ったのだが、聞いているうちに段々と分からなくなってきた。最初に3年と思ったのは、もともと重大犯罪だということから始まって、先ほど整理していただいた刑を重くする事情とい

うのがたくさん出てきたからだ。また、刑を軽くする事情についても、1回殴っても1週間程度の診断書が出ることがあるということからすると、本件では何回も殴っているのに1週間程度であり、たまたまのところもあるし、被害金額もたまたま1万円だったけれども、ポケットにもっとたくさん入っていれば5万になったか10万になったかもしれない。少し偶然に左右されるところもあるので、情状酌量してきちんと更生してもらって、実刑なのかなと思う。

- まだ若いし、婚約者もいるが、そういうことをどこまで酌めばよいのか。
- 迷っているが、まあ、執行猶予なのかな。
- それでは、皆さんの結論を聞くことにする。

(多数決の結果：実刑にすべき1人，執行猶予にすべき3人)

大勢は執行猶予ということですね。それでは、ここで量刑の資料をお渡しする。この資料は、強盗致傷の場合の似たような事例で、どういう事情があったらどうなるか、どのぐらいの量刑になるのかを一覧にしたものである。やはり重罪であるから、なかなか執行猶予は付きにくいことが分かる。

本件の場合、そういう重罪ではあるけれど、特に考慮する有利な事情としては、やはり被害額が1万円、けがの期間が1週間ということである。それは偶然に左右される点があるけども、やはりそこが軽かった。重大事犯ではあるが、結果自体はそれほど重いものではなく、軽い部類に入ってきたということである。また、被告人は、初犯であり反省をしていて、弁償もし、45万円を払って示談解決している。被害者のほうも、それなら許してあげようということで嘆願書を出している。また、婚約者も籍を入れて配偶者になり、更生を応援すると言っている。したがって保護環境や更生環境もいい環境にある。

このように、重大犯罪を犯している割にはいい事情がかなりある事件、事案というようにみることができないのではないか。そうすると、皆さん方の多数は執行猶予を付けると言われたが、執行猶予のほうに振れてくるのでしょうかね。これについて裁判官の意見はどうか。

△ 私は、執行猶予でいいのではないかと考えている。ほかの事案との比較ということを見ると、典型的な強盗かと言われたら、皆さんもおっしゃっていただきたとおり、いわゆる銀行強盗やおやし狩りなどの部類とはちょっと離れている事案なのかなと思うのと、示談が成立していて、被害者のほうが嘆願書を提出しているというようなところは、それなりに大きく評価していかなければいけないかなと感じている。

ほかには計画的ではないというところも踏まえて考えていくと、実刑で3年といっても結構長いので、その3年を科さなければならないほどの事情がある事案かなと考えると、1回ぐらいチャンスをあげてもよいのではないかということで、懲役3年の執行猶予5年という形でいいのかなと思った。

△ かつては強盗致傷だと懲役7年以上と定められていて、どのようにしても執行猶予を付けることができない犯罪となっていたが、それはあまりにもとというので平成16年に刑法の改正があり、懲役6年以上に変わったという経緯がある。

本件は、最初から取ろうと思っていたわけではなく、最初はむしろ傷害の事案から途中で変わったというもので、暴行も執拗とか危険性が高いものを強く加えたというのではないということ、示談が成立し被害者も嘆願書を提出していること、初犯だということから、本件は執行猶予でいいのではないかという印象である。

□ 皆さん、多数の方がおっしゃられているように、私も執行猶予の事案だろうと思う。そうすると、懲役3年ということになってくるのだろう。では、執行猶予の期間であるが、この量刑資料だと5年となっている。執行猶予の期間は5年までなので、重く実刑に近いということである。

実務では、執行猶予を付けるとすれば、3年、4年、5年という期間が多いと思われる。本件のような事案からするとどうか。この量刑資料にもある、5年くらいになるのか。

○ そうですね。量刑資料を見てしまうと、結構重いのだと思う。

- もともとが重い刑だからね。
- やはり5年なのでしょうね。
- 強盗だから、やはり執行猶予5年なのでしょうかね。
- 離婚した男性が元の妻に恐喝というか、電話をかけたたりいろいろした件で、執行猶予3年が付いたと聞いたことがあるが、強盗だから5年ぐらい執行猶予を付けていいのではないかなと思う。
- 強盗であるということと、どうしてもここでお金を奪わなければこの人の生活が成り立たないとかという特段の理由がない。
- 私は長いほうの5年でいいと思う。
- そうすると、懲役3年で執行猶予が5年ということではよろしいか。
- それでいいと思うが、5年と4年のニュアンスの違いはどの辺にあるのか。
- やはり4年になると少し軽い。だから、酌むべき事情がたくさんあるということだろう。
- 3年、4年、5年と、その1年1年のニュアンスがよく分からない。
- 微妙なところではあるが、そこがまた量刑の妙というか、味でもあるのではないか。4年にすることで、軽くしてもらったと思う者もあるし、そういうところではないか。だから、いろいろ事案をみて、事情をよく考えてあげるといふことだと思う。本件の事情は、かなりいい事情が多い例だと思う。
- それは、執行猶予を付けるという意味でいい事情が多いということか。
- そうである。本件の場合、法定刑の下限は6年だから、それを半分にしてやり、更に執行猶予も付けるという、2つも特典を与えているわけであるから。
- 本件に関して言えば、例えば執行猶予を3年にすべきだという事情はあまりないということですよ。
- そうだろうね。もともとが強盗致傷の事案なので3年はないだろうが、もっといい事情があれば4年というのはいり得るだろう。普通は5年ぐらいと思われ、この量刑資料でも示談が成立したりして、ほぼ本件と同じような事例であるが、

そういう刑になっている。

それでは、皆さん方にいろいろ評議をしていただいて、懲役3年、執行猶予5年ということで、全員一致でそういう刑が決まった。評議としてはこれで終わりになる。

なお、実際の場合は、あとで裁判官が評議したことに基づいて判決書を作成した後、裁判官と裁判員の方も一緒になって判決の言渡しをするという段取りになる。

どうもありがとうございました。